

福岡県公報

令和八年四月十七日
第六百八十七号
増刊 ①

目次

規則 (第三十四号)

○福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

(人材活躍・労働総務課) ……………一

再掲

○福岡県同和対策協議会議規程の一部を改正する訓令 (調整課) ……………一

○福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………二

規則

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年四月十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十四号

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則(昭和四十八年福岡県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

コンセント	一個	一一〇円
一六ミリ映写機	一台	二、四七〇円

を

コンセント

一個

一一〇円

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県条例の公布等に関する条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条第二項及び第四条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第二十六号

福岡県教育委員会訓令第五号

福岡県同和対策協議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年四月一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県教育委員会

福岡県同和対策協議規程の一部を改正する訓令

福岡県同和対策協議規程(昭和四十一年九月)

福岡県訓令第十六号

福岡県教育委員会訓令三号)の一部を次のように改正する。

「総務部行政経営企画課長

第五条第二項中

企画・地域振興部総合政策課長

人づくり・県民生活部社会活動推進課長

人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局政策課長」

を

「総務部行政マネジメント課長

政策企画部企画総務課長

に、

人材育成・活躍推進部私学振興・青少年育成局青少年政策課長」

「福祉労働部福祉総務課長

福祉労働部子育て支援課長

福祉労働部労働局労働政策課長」

「福祉子ども政策部福祉総務課長
福祉子ども政策部子育て支援課長」に、「商工

部中小企業振興課長」を「商工部中小企業振興局中小企業経営支援課長」に、「建築都市部下水道課長」を「建築都市部上下水道課長」に改める。

第六条第二項中「福祉労働部人権・同和対策局調整課」を「福祉子ども政策部人権・同和対策局調整課」に改め、同条第三項中「局長」を「事務局長」に改め、同条第四項中「福祉労働部人権・同和対策局調整課長」を「福祉子ども政策部人権・同和対策局調整課長」に改め、同条第五項中「局長」を「事務局長」に、「福祉労働部人権・同和対策局調整課職員」を「福祉子ども政策部人権・同和対策局調整課職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年四月七日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第十五号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

8級	1
9級	1

8級	1
----	---

別表第三十一中

1	2
1	3
1	4
1	4
2	4
2	4
3	4
3	4

を

1	1
1	1
1	1
2	2
2	2
3	3
3	3

に改

める。

別表第三十一備考第二項中「副教務長」の次に「（以下「本庁の部長等」という。）」を加え、備考第三項及び第四項として次の二項を加える。

- 3 8級の適任を受ける職員のうち、その職務が本庁の部長等以外である者の職務が、本庁の部長等となった場合の号給は、9号給とする。
- 4 職員を9級に昇格させた場合における昇格後の号給は、1号給（人事委員会が認める職務にあつては、2号給以上）とする。

別表第三十九中

7級	8級
5	1
7	2
9	3
9	9
9	9
9	9
9	9
9	9
9	9

を

7級
5
7
9
9
9
9
9
9

に改

める。

別表第三十九備考を次のように改める。

- 1 降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。
- 2 8級の適用を受ける職員のうち、その職務が本庁の部長等である者の職務が、本庁の部長等以外となった場合の号給は、1号給とする。
- 3 職員を8級に降格させた場合における降格後の号給は、次の各号に掲げる職務の区分に応じて、当該各号に定める号給とする。

一 本庁の部長等の職務 9号給

二 本庁の部長等以外の職務 1号給

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、令和八年四月一日から適用する。